

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度 中之島公園周辺保安業務委託（緊急）

2 契約の相手方

チャンピオンセーフティサービス（株）

3 随意契約理由

中之島の東部エリアにおいて、従来から課題となっていた歩行者の乱横断などに対する交通安全対策及び回遊性向上などの通行環境改善を目的に、中之島通（中央公会堂前―難波橋）の車両の通行止めを行い、歩行者空間化に向け関係先と協議を進めているところである。

交通管理者等の関係各所との協議の結果、車両通行止めにより歩行者や自転車の通行及び沿道の施設への車両の荷捌き等への影響が非常に大きいことから、令和2年2月15日の車両通行止めを実施するためには、案内看板や保安施設に加え交通誘導員及び警備員による対応が必須となっている。

今般、令和2年2月5日に事後審査型制限付き一般競争入札を執行したところ、予定価格超過により契約に至らず、今後、改めて入札に付し受注者を選定する場合、再入札に要する期間を考慮すると車両通行止め後の令和2年2月16日からの交通誘導や警備が行えないことから、至急、契約の必要がある。

なお、業者選定にあたっては、今回本市入札参加資格登録（01 建物等各種施設管理 17 警備）を有し、今年度の類似警備業務委託案件の入札参加社のうち、迅速に人的対応が可能な業者と比較見積りを実施し、随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局 企画部 企画課 道路空間再編担当（電話番号 06-6615-6786）

2

随意契約理由書

1 委託名称

十三工営所電話設備設定変更業務委託

2 契約の相手方

株式会社ミライト

3 随意契約理由

令和 2 年度から建設局の組織改編により、当工営所の所管区域が淀川区・東淀川区の 2 区から西淀川区を加えた 3 区に変更されることに伴い、現在、西淀川区担当に対して市民からの問い合わせ電話番号がないため、業務効率や市民サービスの低下が想定されることから事前に電話回線の設定変更を行う必要がある。

当該電話設備は上記業者が通信ネットワークを構築したもので、内部データや通信設定には専門の技術を必要とし、また、再構築後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があることから、上記業者と随意契約行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局北部方面管理事務所十三工営所（電話番号 06-6306-1881）